

航空業務編

VI 主な詳細仕様検討結果（航空入出港）

入出港	航空	第19回 WG	基本 IV-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（1）
-----	----	---------	-----------	-------------------------------

・第6次NACCSにおいて、航空通信回線経由で提出されるPL・CLの入出港区分の判定方法を変更する。

詳細仕様検討結果

現行

航空通信回線経由で提出されたPL・CL情報の入出港区分の判定は「最初の到着地空港」のみで行っている。
PLR・NLRの入出港区分の判定方法は次のとおり。



KIX→NRT→LAX

①入出港区分 (※1)	②提出先空港 (※1)	③最初の出発地空港 (※2)	④他国からの 最終出発空港	⑤最初の 到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地空港
			KIX	NRT	LAX	

【現行NACCSで航空通信回線経由で提出されるPL・CLの入出港判定】

- I 「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
「⑤最初の到着地空港」が外国の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定
- II Iで入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じPL・CLが提出される
- III Iで出港と判定されたデータのうち、「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合にPL・CLが提出される（外国の場合はエラーとなる）



現行NACCSでは入港と判定されたデータについては出港の判定は行わない。

したがって、例示の場合は「NRT」宛に入港のPL・CLが提出されるが、「KIX」宛に出港のPL・CLは提出されない

※1 航空通信回線経由で提出されるPL・CL情報の場合、「①入出港区分」「②提出先空港」はNACCSで自動判定される（UN/US EDIFACTに項目がない）
 ※2 航空通信回線経由で提出されるPL・CL情報の場合、「③最初の出発地空港」は項目にはない（UN/US EDIFACTに項目がない）

VI 主な詳細仕様検討結果（航空入出港）

入出港	航空	第19回 WG	基本 IV-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（2）
-----	----	---------	-----------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

次期

航空通信回線経由で提出された P L ・ C L 情報の入出港区分の判定は、入港の判定は「最初の到着地空港」で行い、出港の判定は「他国からの最終出発空港」で行う。次期 P L R ・ N L R の入出港区分の判定方法は次のとおり。



K I X → N R T → L A X

①入出港区分	②提出先空港	③最初の出発地空港	④他国からの最終出発空港	⑤最初の到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地空港
			K I X	N R T	L A X	

【次期 N A C C S で航空通信回線経由で提出される P L ・ C L の入出港判定】

- I 「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
- II I で入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じ P L ・ C L が提出される
- III 「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定
- IV III で出港と判定された場合には、「④他国からの最終出発空港」宛に P L ・ C L が提出される
- V 航空通信回線経由で送信されてきたデータすべてに対し I ～IV の処理を行う



次期 N A C C S では入港と判定した場合であっても出港に係る判定を行い、入港及び出港の P L ・ C L が税関へ提出される。

したがって、例示の場合は「N R T」宛に入港の P L ・ C L が提出されるとともに「K I X」宛に出港の P L ・ C L が提出されることとなる。



VI 主な詳細仕様検討結果（航空入出港）

入出港	航空	第19回 WG	基本 IV-6-他	旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善（3）
-----	----	---------	-----------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

まとめ

【変更による改善点】

航空通信回線経由で提出される入出港区分の判定方法を変更することにより

- ・現在マニュアル又は N A C C S の個別業務を行って提出していただいている P L ・ C L の提出が航空通信回線経由で提出可能となる（提出方法の選択肢の増加）。
- ・現在マニュアル又は N A C C S の個別業務を行って提出していただいている P L ・ C L の提出が航空通信回線経由で行えることで業務の負担が軽減される（負担の軽減）。

その結果、N A C C S で入港と出港が同時に判定され、出港情報がエラーとなった場合、現行と同様のエラー通知が出力される。

例：「①入出港区分」が「出港」と判定された場合は、「他国からの最終出発空港における出発年月日」、「他国からの最終出発空港における出発時刻」に入力がなければ、出港に関する情報はエラーとなる。

※ 当該判定処理については税関宛の情報に対してのみ行われる。（入国管理局宛の情報の判定方法については変更なし）

入出港区分判定表（下線部分が次期 N A C C S で追加となる提出先であり、税関にのみ提出される。）

入力値		現行 N A C C S での判定		次期 N A C C S での判定	
他国からの最終出発空港	最初の到着地空港	入出港区分	提出先空港	入出港区分	提出先空港
国外空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
国内空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
				<u>出港</u>	<u>「他国からの最終出発空港」</u>
国外空港	国外空港	エラー	エラー通知情報出力	エラー	エラー通知情報出力
国内空港	国外空港	出港	「他国からの最終出発空港」	出港	「他国からの最終出発空港」



VI 主な詳細仕様検討結果（航空入出港）

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（GIA01）」業務等にかかる改善（3）
-----------	----	------------	-------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

3. 現状、検疫済証及び仮検疫済証の国籍項目は、文字数が7桁（航空機の国籍略称を表示）のため正式な国名が表示されないため、次期では、国籍項目について、7桁から50桁に拡大し正式な国名が表示されるよう変更する。

次期イメージ

7桁から50桁に拡大



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

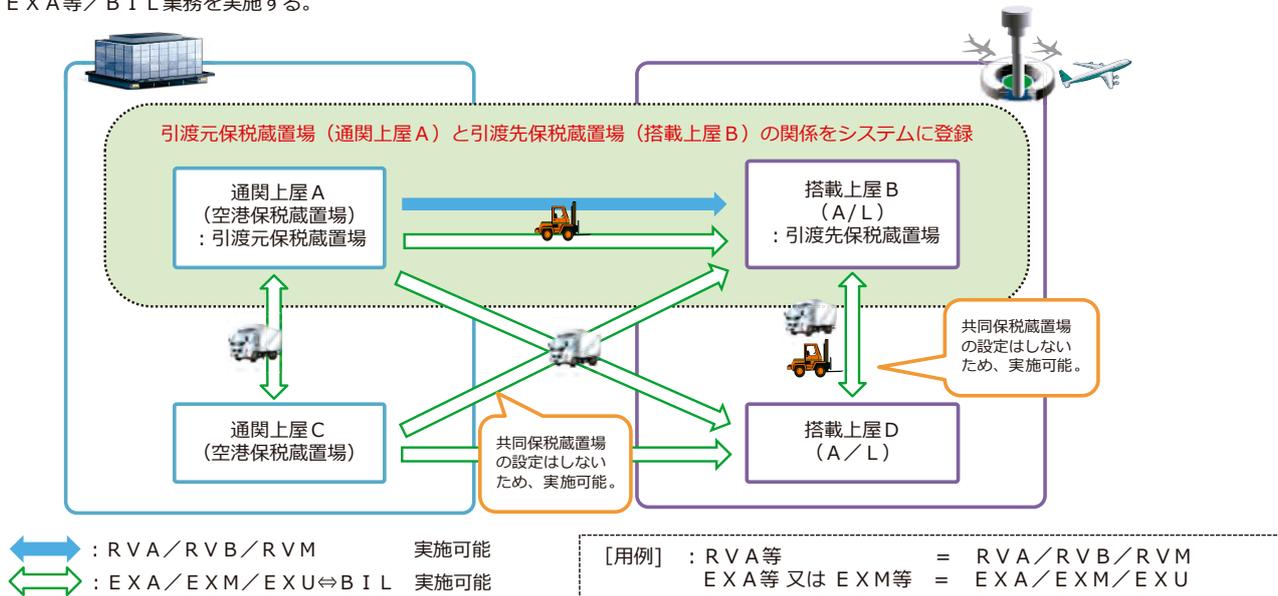
貨物	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し（1）
----	----	------------	---------------	---------------

・一部の空港地区において、RVA等業務と通常のEXM等業務の併用を希望する者がいるが、現状では、RVA等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務と通常の搬出入業務の併用を可能とし（注）、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。また、「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

（注）現在、共同保税蔵置場で利用可能なRVX業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にEXA等/BIL業務を実施する。



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第16回 WG	基本 IV-6-12	RVA業務等の見直し（2）
----	----	------------	---------------	---------------

詳細仕様検討結果

1. オンライン業務の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（RVA）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（RVA01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）呼出し（RVB）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB01）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）呼出し（RVM）」業務
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）（RVM01）」業務

2. 管理資料収集条件の変更

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し登録業務が行われた場合、以下の管理資料へ反映する。

「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」	「引渡し貨物状況データ（S08）」
---------------------	-------------------

3. 「輸出貨物情報照会（IGS）」業務

前記のシステム登録をした保税蔵置場間において貨物引渡し業務が行われた場合、「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

輸出貨物情報照会情報（搬入情報1）（AAT131）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（AAT135）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報2）（AAT132）	



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第12回 WG	基本 III-3	スプリット便数の拡大（輸出入） [システム制限値④]
----	----	------------	-------------	----------------------------

- ・航空輸出入業務における1MAWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入業務における1AWBあたりの登録可能なスプリット便数を現行の20便から30便に拡大する。
これに伴い、入出力画面・帳票の変更及び制限値チェックを行っている業務についても併せて変更を実施する。

（対象業務は下表のとおり）

輸 入			輸 出		
業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更	業 務	制限値 チェック の変更	画面・帳票 の変更
AWB予備情報登録（AAW）	●		搭載便割当情報登録呼出し（FLI）	●	
積荷目録事前報告（ADM01）	●		搭載便割当情報登録（FLI01）	●	
AWB情報登録（輸入）（ACH）	●	●	搭載便割当情報訂正呼出し（FLF）	●	
貨物確認情報登録（PKG）	●	●	搭載便割当情報訂正（FLF01）	●	
AWB情報訂正（CAW）	●	●	搭載完了登録（便単位）呼出し（CLA）	●	
貨物確認情報訂正（CPK）		●	搭載完了登録（便単位）（CLA01）	●	
ULD引取情報登録呼出し（UDA）	●		搭載完了登録（AWB単位）呼出し（CLB）	●	
ULD引取情報登録（UDA01）	●		搭載完了登録（AWB単位）（CLB01）	●	
混載貨物確認情報登録（HPK）	●		FCM作成・送信（FCM）	●	
混載貨物確認情報訂正（CHP）	●		搭載完了強制終了登録呼出し（CLF）		●
搬入確認情報登録（システム対象外保税運送）（OIN）	●	●	搭載完了強制終了登録（CLF01）		●
輸入貨物情報変更登録（CAI01）	●	●	輸出貨物情報照会（IGS）		●
輸入貨物情報変更登録呼出し（CAI）		●			
輸入貨物情報照会（IAW）		●			



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第9回 第11回	WG	基本 Ⅲ-3	1 MAWBあたりのHAWB件数の拡大 [システム制限値 ⑤]
----	----	-------------	----	-----------	---------------------------------

- 航空輸出入業務における1 MAWBあたりの登録可能なHAWB件数の制限値について、現行の3,000件から見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

航空輸出入貨物における1 MAWBあたりの登録可能なHAWB件数を現行の最大3,000件から9,999件に拡大する。

【輸入】変更対象業務

業務コード	業務名
HCH01	HAWB情報登録
HPK	混載貨物確認情報登録
CHA	HAWB情報訂正
1HA01	HAWB貨物本申告自動起動1

また、下記の業務から自動起動されるHAWB本申告自動起動の件数も最大9,999件へ拡大する。

業務コード	業務名
ADM01	積荷目録事前報告
ACH	AWB情報登録
CAW	AWB情報訂正
OIN	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
OUT	搬出確認登録（一般）
KAM01	貨物移動情報登録

【輸出】変更対象業務

業務コード	業務名
HDF01	混載仕立情報登録
BII01	個別搬入確認登録
ULA	積付結果登録（AWB・HAWB単位）
ULM01	積付結果登録（MAWB単位）
EXA01	搬出確認登録（AWB・HAWB単位）
EXM01	搬出確認登録（MAWB単位）
EXR02	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
1BL注)	搬入確認（多数件処理）
1XU注)	搬出確認登録（ULD単位多数件処理）
1XC注)	搬出確認取消（多数件処理）
1CU注)	搭載完了B（多数件処理）

※ HAWB登録件数制限値チェック件数が最大9,999件に変更となることでLDR情報の電文長がシステム制限値（700K）を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とする。

注) 多数件処理で最大件数の入力があると数十分の処理時間が必要。



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第13回 WG	基本 Ⅳ-6-他	LDR単位の搬入総個数の表記
----	----	------------	-------------	----------------

- 「搬出確認登録呼出し（EXM又はEXA）」業務で処理されたLDR単位の搬入総個数の表記を可能とする。

詳細仕様検討結果

- LDR単位の搬出総個数を出力するように以下の変更を行う。

- 「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。
- ULDの場合は搬出された積付け個数の合計を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。

＜変更対象業務＞

- 「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務
- 「搬出確認登録（MAWB単位）（EXM01）」業務
- 「搬出確認登録（ULD単位）（多数件処理）（1XU）」業務
- 「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録（EXR02）」業務

＜変更対象出力情報＞

- LDR情報（AAT03）

（参考）LOCAL DELIVERY RECEIPT 出カイメージ

```

< AIR / EXP >
LDR XXXXXXE
LOCAL DELIVERY RECEIPT
yyyy/MM/dd HH:mm 1 / 2
TO XXXXE FROM XXXXE PORT XXE DATE yyyy.MM.dd RND X TRK XXXXE IRM XXXXXXXXE
( XXXXE ) TPCS 123.456
B A/WB SPC PCL LED A/L FLT PCS ZPCS WT (KGM) COMMODITY
X X XXX XXXXX1XXXXXXXXE XE 123.456 123.456 12.345.678 XXXX
XXE X XXE XXXXE / XXXXE X XXE
X X XXX XXXXX1XXXXXXXXE XE 123.456 123.456 12.345.678 XXXXXXXX1XXXXXXX2E
XXE X XXE XXXXE / XXXXE X XXE XXXX X X
X X XXX XXXXX1XXXXXXXXE XE 123.456 123.456 12.345.678 XXXXXXXX1XXXXXXX2E
XXE X XXE XXXXE / XXXXE X XXE XXXX X X
    
```



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第16回 WG	基本 III-3	1 MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴うLDR情報の分割
----	----	---------	----------	--------------------------------

- 1 MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴い、LDR情報の分割出力を可能とする。

詳細仕様検討結果

- 1 MAWBあたりのHAWB件数を最大3,000件から最大9,999件に拡大することにより、LDR情報が700KBを超える電文となるケースがあることから、以下のとおり分割して出力する。

1通目（LDR情報_AAT032）

先頭ページ

分割電文番号を追加

1通目と同じ出力情報コードで出力する。

「LDR単位の搬入総個数の表記」にて搬入総個数の項目を追加（次頁）

最終ページ

HAWB5,051件まで分のページ番号が表示される。

2通目（LDR情報_AAT032）

先頭ページ

分割電文番号を追加

HAWB5,052件以降分のページ番号が表示される。

最終ページ

（留意点）

- 帳票印刷時に右上に表示されるページ番号は1通目、2通目で通番にはならない。例えば、HAWB最大件数9,999件の登録が行われた場合、1通目（230ページ）と2通目（227ページ）で合計457ページとなるが、1/457とは表示されず、1通目、2通目の繰り返し件数に応じたページ番号が表示される。



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第14回 WG	基本 III-3 IV-6-他	「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務の複数件一括処理機能の追加
----	----	---------	-----------------	----------------------------------

- 「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

「混載仕立終了情報登録（HDE）」業務において、1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。なお、欄数の複数化に伴い、途中欄のMAWB番号の取り消しを可能とするため、欄の途中における空欄の入力を可能とする。

【現行】

【次期】

1業務で登録可能なMAWB件数を1件から20件に変更する。



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第17回 第19回 WG 第20回	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（1）
----	----	-------------------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

「蔵置料金請求先登録（CUR01）」業務の新設

【業務概要】

AWB単位に蔵置料金請求先を登録する。登録した内容は「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の入力項目である「航空貨物代理店」項目へ「F」を入力することにより、補完可能とする。登録可能期間は貨物情報の登録後～貨物情報の削除までの間とし、任意で何回でも登録可能とする。

【入力者】

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等は除く）とする。

【その他】

- ・1業務で登録可能な件数は、30件とする。
- ・保税蔵置場別クレジット扱業者登録されているコードを入力可能とする。
- ・蔵置料金請求先の変更、登録の取消しも本業務で実施可能とする。

「蔵置料金請求先登録呼出し（CUR）」業務の新設

【業務概要】

AWB番号を入力することにより、CUR01業務で登録した情報を呼出す。

【入力者】

CUR01業務同様とする。

【その他】

- ・1業務で呼出し可能な件数は、30件とする。
- ・入力されたAWB番号に対し蔵置料金請求先が登録されていない場合はエラーとせずスペースを出力する。

「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の変更

【航空貨物代理店補完処理の変更】

航空貨物代理店に「F」が入力された場合で、CUR01業務により蔵置料金請求先が登録されている場合は、出力画面及び帳票へ出力する航空貨物代理店について、CUR01業務で登録された蔵置料金請求先を補完する仕様へと変更する。CUR01業務で蔵置料金請求先が登録されていない場合は、現行システム同様申告者の利用者コードを補完する。

【出力内容変更】

航空貨物代理店に出力されるコードがCUR01業務で登録した蔵置料金請求先から補完された場合、出力共通項目へCUR01業務実施者を出力するよう変更する。出力対象情報は表のとおりとする。なお、出力項目の追加は発生しない。

出力情報名	出力情報コード	出力先
搬出確認登録（一般）結果情報	AAS080（出力画面）	入力者
搬送指示情報（輸入）A	AAS079	入力者
請求書・領収書・計算書情報	AAS081	入力者
搬出情報	AAS082	入力者
搬出依頼情報	AAS083	入力者



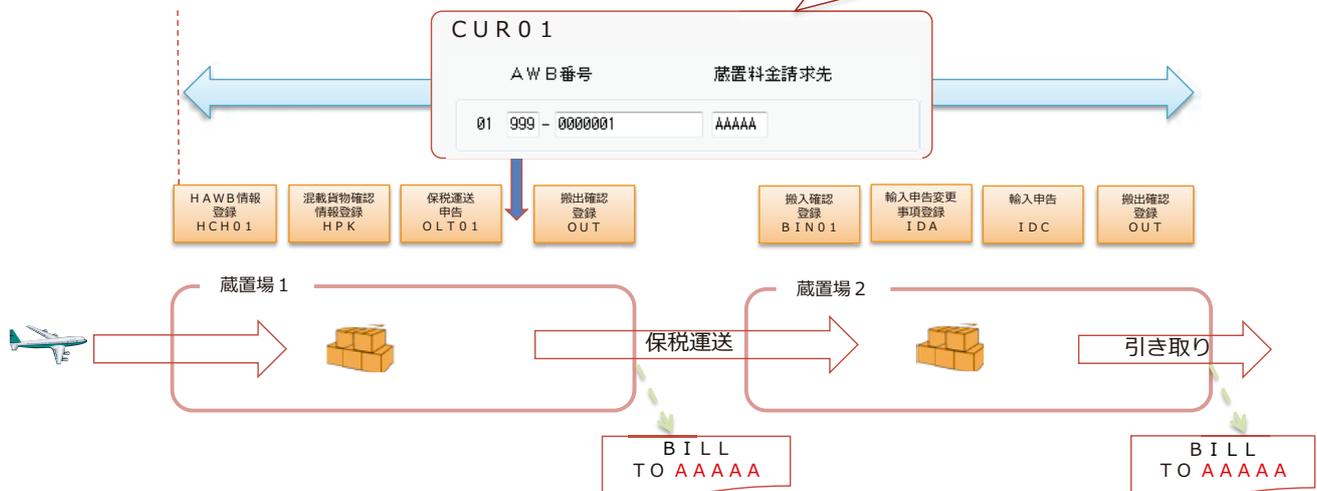
VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第17回 第19回 WG 第20回	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（2）
----	----	-------------------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

↓：蔵置場1でOUT業務前にCUR01業務でAAAAAを登録した例

- ・適用する蔵置場からのOUT前までに登録
- ・貨物情報登録後から任意のタイミングで登録可能
- ・帳票反映は業務実施後から



※ 蔵置場2の蔵置料金をBBBBB宛に請求する場合は、蔵置場1をOUT後CUR01でBBBBBの登録をするか、もしくは蔵置場2でOUT業務実施時にBBBBBを入力することで対応可。



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第17回 第19回 第20回	WG	基本 IV-6-他	蔵置料金請求先登録業務の新設（3）
----	----	----------------------	----	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

「蔵置料金請求先登録（CUR）」業務から遷移した当画面にて、

- ・蔵置料金請求先変更は訂正上書きする
- ・蔵置料金請求先の削除取消しは「X」を入力する



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第14回 WG	基本 Ⅲ-3 IV-6-他	「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務の入力件数の拡大
----	----	------------	---------------------	---------------------------------

- ・「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- ・「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務及び「HAWB情報訂正（CHA）」業務において、1業務で入力可能なHAWB件数を10欄から20欄に拡大する。なお、これに併せて、以下の出力情報もHAWB件数欄を20欄に拡大する。

業務コード	出力情報名	出力情報コード	出力先業種		
			保税蔵置場	通関業	混載業
HCH01	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
CHA	搬入状況通知情報（輸入）	AAS011	○		○
	訂正（保留）控情報B	AAS028			○
	不一致情報B	AAS022		○	



VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空 海上	第9回 第10回 WG 第14回	基本 IV-6-他	見本持出し関連業務の見直し
----	----------	------------------------	--------------	---------------

- 見本持出しに関連する業務について、以下の見直しを実施する。
 - 見本持出し許可後から「見本持出確認登録（MHO）」業務が実施されるまでの間に仕分け・輸入申告等が行われた場合の業務処理
 - 「見本持出し許可申請（MMA/MHA）」業務後に「見本持出し取消（MMC/MHC）」業務が行われた場合の管理資料収集条件
 - MMA/MHA業務の入出力項目「持出先」欄に全角70桁の日本語入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

1. 見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出し許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、MHO業務が実施できなくなるため、見本持出し許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（IDA）」又は「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

2. 管理資料収集条件の見直し

見本持出し許可後にMMC/MHC業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出し許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ							
貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出し日	許可取消日	持出先	...
M	xxx	A		20140901	20140902	xxx	xxx
M	xxx	B				xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

枠部分が新規出力項目

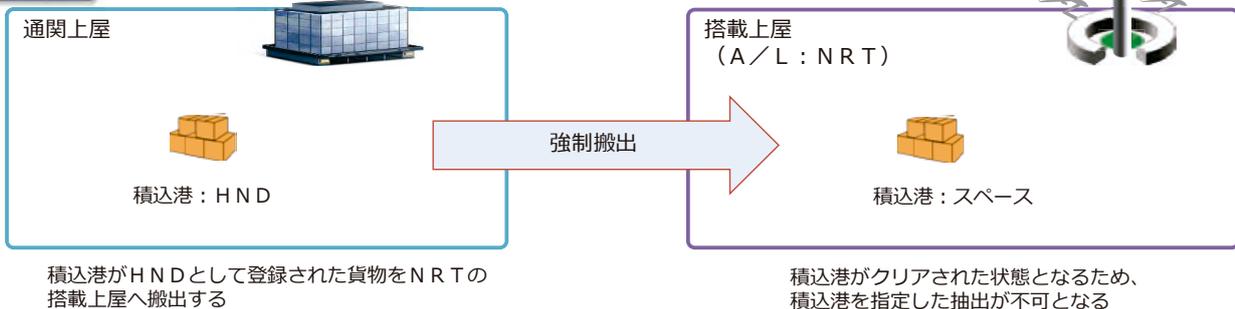
VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

貨物	航空	第20回 WG	基本 IV-6-他	「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（IWH）」業務の見直し（1）
----	----	------------	--------------	---------------------------------

- 「保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（IWH）」業務を航空会社が積込港に入力者の所属する空港と異なる空港コードを指定して照会した場合は照会結果を取得できないため、これを改善する。

詳細仕様検討結果

現行仕様



実際の積込港と異なる空港地域への貨物の搬出は強制搬出を行うが、強制搬出を行うとAWB単位に保持する積込港の情報がクリアされ、IWH業務で積込港を指定した場合も貨物情報の照会が出来ないという事象がある。



次期NACCSにおける対応

IWH業務で航空会社に「XX」を入力することにより、積込港がスペースの貨物だけを抽出して一覧照会結果を出力する。

VI 主な詳細仕様検討結果（航空貨物）

詳細仕様検討結果

IWH

照会パターン番号 * 05 保税蔵置場 * 1MWXX 重量指定 積記号 代理店
 混載業 利用者略称 航空会社 XX 受託社 積込港 便名 /
 仕向地域 識別 要強制搭載完了 全量許可済 下一桁

積込港「XXX」の入力により、強制搬出後の貨物のみを照会可能とする。

業務名（業務コード）		保税蔵置場在庫状況照会（輸出）（IWH）															
項番	欄	項目名	ID	属性	桁	線		条件						コード	入力条件/形式		
						1	2										
1		入力共通項目		an	398			M									
2		照会パターン番号	SPN	an	2			M									照会パターン番号を「01」～「09」の数字で入力
9		航空会社	ALC	an	2			C									航空会社コード (1) 航空会社単位に照会する場合は、航空会社を入力 (2) 照会パターン番号が「05」「06」「07」「08」の場合のみ入力可能 (3) 上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 (4) 入力者が委託を受けていない航空会社の場合は、自社であること (5) 入力者が航空会社の場合で、積込港に「XXX」を入力する場合は、入力不可
10		受託航空会社	JAL	an	5			C									受託航空会社 (1) 受託航空会社単位に照会する場合は、受託航空会社の利用者を入力 (2) 照会パターン番号が「04」の場合は、必須入力 (3) 上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 (4) 入力者が航空会社の場合は、同一の利用者であること (5) 入力者が航空会社の場合で、積込港に「XXX」を入力する場合は、入力不可
11		積込港	ACD	an	3			C									積込港コード (1) 航空会社単位または受託航空会社単位に照会する場合は、積込港を入力 (2) 照会パターン番号が「04」「05」「06」「07」「08」の場合のみ入力可能 (3) 上記以外の照会パターン番号の場合は、入力不可 (4) 航空会社または受託航空会社に入力がある場合は、必須入力 (5) 入力者が航空会社の場合で、入力者の所属する空港コードと異なる積込港の貨物を照会する場合、「XXX」を入力 (6) 照会パターン番号が「06」「08」の場合は、「XXX」は入力不可

積込港「XXX」の入力により、強制搬出後の貨物のみを照会可能とする。

